

**株式会社ユーラスエネルギーホールディングス**  
**「(仮称)新苫前風力発電事業環境影響評価準備書」に係る審査書**

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年6月9日付けで株式会社ユーラスエネルギーホールディングスより届出された「(仮称)新苫前風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年8月1日
- (2) 北海道知事意見 \* 平成29年11月20日
- (3) 環境大臣意見 \* 平成29年12月26日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第14回、第20回)  
\*平成29年8月31日(1回目) 平成30年1月18日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘  | 事業者の対応方針   |
|--|--|
| ・北海道知事意見と同様に、他社風力発電所との累積的影響について予測及び評価の実施すること。                                    | ・評価書作成時に他事業者の状況を確認して累積的影響を検討する。                    |
| ・渡り鳥やオジロワシについて、既設風力発電機を回避して飛翔している様子が見て取れることから、既設風力発電機に対する鳥類の応答を加味した予測評価を行うべきである。 | ・風力発電機の影響下でのオジロワシの応答を加味した予測を検討することで、より正確な予測評価に努める。 |

(1)～(4)の資料については、下記URLを参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。